



宮 崎 県 公 報

平成29年8月31日(木曜日) 第 2925 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく医療機関の指定……………(福祉保健課) 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出(“ ”) 1
- 民有林の保安林の指定予定(2件)……………(自然環境課) 1
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定……………(建築住宅課) 2

公 告

- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市

頁

- 町村の意見(2件)……………(商工政策課) 2
- 河川整備計画の策定……………(河川課) 2
- 都市計画の変更図書の写しの縦覧(3件)……………(都市計画課) 2

監査委員公告

- 監査結果の公表…………… 3
- 監査結果に基づき講じた措置の公表…………… 3

労働委員会告示

- 宮崎県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、
 閥歴等の公示…………… 3

告 示

宮崎県告示第 506号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年8月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーション希望	東諸県郡国富町大字本庄4313番地1	平成29年8月1日
医療法人わかばほりかわクリニック 歯科	日南市岩崎3丁目4番1 Ittenほりかわビル3階	平成29年7月1日
あい薬局	日南市中央通1丁目10-28	平成29年7月1日

宮崎県告示第 507号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年8月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
訪問看護ステーション	東諸県郡国富町大字本	平成29年7月31日

ョン希望	庄4313番地1	
みかど薬局	東臼杵郡美郷町南郷神門字長堀1082-1	平成29年6月30日
ニコ調剤薬局	日南市飢肥6丁目6番5号	平成29年6月30日

宮崎県告示第 508号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成29年8月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 民有林の保安林予定森林の所在場所 日向市東郷町山陰字中畑丁 681-イ
- 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 509号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成29年8月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 民有林の保安林予定森林の所在場所 宮崎市高岡町五町字長迫

2212-2、高岡町内山字鳥ノ巢 492、493-3、494、495、498-1、500-1

2 指定の目的 干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 510号

建築基準法(昭和25年法律第 201号)第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成29年 8月31日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(高鍋) 29-1	河野木材 産業合資 会社代表 社員河野 訓	児湯郡川南町大字 川南字出水原南 1 3675番 1	6.00	44.49	平成29 年 8月 8日

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第 8 条第 1 項の規定により、小林市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 8月31日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートライアル小林店

小林市堤字西ノ原2906-1 外13筆

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第 6 条第 1 項の規定による届出

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

平成29年 7月27日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城

県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成29年 8月31日から平成29年10月 2日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第 8 条第 1 項の規定により、小林市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 8月31日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ小林店

小林市大字堤3026-4 外

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第 6 条第 1 項の規定による届出

大規模小売店舗の名称の変更並びに大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

平成29年 7月31日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成29年 8月31日から平成29年10月 2日まで

河川法(昭和39年法律第 167号)第16条の 2 第 1 項の規定により、二級河川浦上川水系河川整備計画を定めた。

なお、計画は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成29年 8月31日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成29年 8月31日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 都市計画を定める者の名称

宮崎市

2 都市計画の種類及び名称

宮崎広域都市計画公園

2・2・173号 松小路 1号街区公園

3 縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課

宮崎県宮崎土木事務所

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成29年8月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
宮崎市
- 2 都市計画の種類及び名称
宮崎広域都市計画地区計画
倉岡ニュータウン地区 地区計画
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県宮崎土木事務所

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成29年8月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
宮崎市
- 2 都市計画の種類及び名称
宮崎広域都市計画道路
3・5・10号 大炊田久峰通線
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県宮崎土木事務所

監査委員公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき平成29年5月15日から平成29年8月17日までの間に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、別冊のとおり公表する。

平成29年8月31日

宮崎県監査委員 高橋 博
宮崎県監査委員 若曾根 隆 志
宮崎県監査委員 井本 英雄
宮崎県監査委員 中野 廣 明

平成29年4月6日付けで提出した監査の結果に対して、宮崎県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、別冊のとおり公表する。

平成29年8月31日

宮崎県監査委員 高橋 博
宮崎県監査委員 若曾根 隆 志
宮崎県監査委員 井本 英雄
宮崎県監査委員 中野 廣 明

労働委員会告示

宮崎県労働委員会告示第2号

労働関係調整法施行令(昭和21年勅令第478号)第4条及び労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第68条第1項の規定により、宮崎県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、閥歴等を次のとおり公表する。

平成29年8月31日

宮崎県労働委員会会長 日野直彦

あっせん員候補者名簿

(五十音順) (平成29年8月21日現在)

氏名	現職(又は前職)	委嘱日
有村文雄	労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連合会 顧問	平29.8.21
江藤洋行	労働委員会使用者委員 吉原建設株式会社 顧問	平29.8.21
大森一仁	労働委員会使用者委員 株式会社宮崎信販 代表取締役社長	平29.8.21
奥野厚子	労働委員会事務局 調整審査課長	平28.4.4
金丸憲史	労働委員会公益委員 特定社会保険労務士	平29.8.21
川島達朗	労働委員会事務局局長	平29.4.4
工藤久昭	労働委員会使用者委員 宮崎県経営者協会 専務理事	平29.8.21
倉掛正志	労働委員会使用者委員 WASHハウス株式会社 監査役	平29.8.21
黒木忠博	労働委員会労働者委員 全宮崎交通労働組合連合会 会長	平29.8.21
後藤厚一	労働委員会公益委員 (宮崎県総合博物館長)	平29.8.21
芝 三千代	労働委員会使用者委員 社会福祉法人まりあ 副理事長	平29.8.21
外山景一	商工観光労働部 雇用労働政策課長	平29.4.4
中川育江	労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連合会 事務局長	平29.8.21
日野直彦	労働委員会公益委員 弁護士	平29.8.21
福島昭一	労働委員会労働者委員 全日本自治団体労働組合宮崎県本部 執行委員長	平29.8.21
山口弥生	労働委員会公益委員 弁護士	平29.8.21
山崎真一郎	労働委員会公益委員 弁護士	平29.8.21
横山節夫	労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連合会 顧問	平29.8.21
吉田寿生	労働委員会事務局 調整審査課課長補佐	平28.4.4

--	--